

別表 2

福祉用具専門相談員指定講習における講師要件表

科目	講師の要件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤福祉用具専門相談員⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。)⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。)⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員②保健師③看護師④理学療法士⑤作業療法士⑥社会福祉士⑦介護福祉士⑧介護支援専門員⑨大学院等教員⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 介護サービスにおける視点	
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師②保健師③看護師④理学療法士⑤作業療法士⑥精神保健福祉士⑦大学院等教員⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	
(3) 高齢者の日常生活の理解	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。)⑦大学院等教員⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(4) 介護技術	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士②作業療法士③福祉用具専門相談員④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者⑤福祉用具プランナー研修修了者⑥1級・2級建築士⑦大学院等教員⑧大学院等教員⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥福祉用具専門相談⑦福祉用具プランナー研修修了者⑧介護機器相談指導員⑨大学院等教員⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具の活用	
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具の供給の仕組み	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥福祉用具専門相談⑦福祉用具プランナー研修修了者⑧大学院等教員⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師②看護師③理学療法士④作業療法士⑤介護福祉士⑥福祉用具専門相談⑦福祉用具プランナー研修修了者⑧大学院等教員⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること